

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年11月21日 02時12分頃
発生場所	山口県宇部市宇部岬南東方沖 宇部岬港沖防波堤東灯台から真方位150° 6.6海里付近 (概位 北緯33° 49.7′ 東経131° 19.8′)
事故の概要	貨物船JANGHO WINは、東南東進中、また、漁船大成丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年11月26日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 JANGHO WIN（大韓民国籍）、1,119トン 9103623（IMO番号）、JANGHO SHIPPING CO., LTD B 漁船 大成丸、4.92トン YG3-45730（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A（インドネシア共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長A（大韓民国籍）及び航海士Aほか8人（大韓民国籍2人、インドネシア共和国籍1人、ミャンマー連邦共和国籍5人）が乗り組み、香川県坂出市坂出港に向けて宇部岬南方沖を東南東進していた。 A 船は、航海士Aが船橋当直につき、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東南東進中、A 船とB 船とが衝突した。 船長Aらは、A 船が坂出港に入航後、海上保安庁から連絡を受けてA 船とB 船とが衝突したことを知った。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、宇部市宇部港南東方の漁場での操業を終え、宇部港に向けて帰航することとした。 船長Bは、操業後、操舵室に入ることなく後部甲板上でリモコンを操作し、B 船を約5knの速力で手動操舵により北西進させ、船尾方を向いて漁獲物の選別作業を始めた。 船長Bは、選別作業を続けていたところ、衝撃を感じてA 船と衝突したことに気付いた。

船長Bは、損傷状況を確認した後、B船を宇部港まで自力航行させ、本事故の発生を海上保安署に通報した。

A船のAIS記録によれば、本事故が発生した02時12分頃、A船は、同じ速力のまま一旦左に針路を変え、停船することなく東南東進を続けた。(図1参照)



図1 事故発生経過概略図

船長Bは、操舵室に入ってレーダー等で周囲の他船の有無を確認することなく帰航を開始し、帰航後すぐに漁獲物を水揚げできるように、後部甲板上で漁獲物の選別作業を行っていた。

### 分析

A船は、東南東進中、B船と衝突したものと考えられる。

A船については、本事故当時、航海士Aが航海当直について操船していたが、航海士Aから必要な情報を得られなかったことから、B船との衝突時の操船状況を明らかにすることができなかった。

A船のAIS記録によれば、02時12分頃、A船が一時的に左転しており、また、B船の帰航経路と重なることから、同時刻頃にA船とB船とが衝突したものと考えられる。

B船は、法定灯火を表示して北西進中、A船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、操舵室のレーダー等で周囲の他船の有無を確認せず、後部甲板上で船尾方を向いて漁獲物の選別作業を行い、前路の見張りを行っていなかったことから、A船に接近していることに気付かなかったものと考えられる。

<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、宇部岬南東方沖において、A船が東南東進中、B船が北西進中、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船については、船長Bが、後部甲板上で船尾方を向いて漁獲物の選別作業を行い、前路の見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行を開始する際、自船の周辺他船の有無を確認すること。</li><li>・ 船長は、航行中、常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>